互助やまがた

72

令和２年
５月15日発行

退職互助部支部総会の開催延期
退職互助部制度説明会の開催延期　について
療養補助金・年金相談会の開催中止

【退職互助部支部総会並びに退職互助部制度説明会の開催延期】

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当分の間、特別加入者の皆様の安全の確保と感染拡大を防止する観点から、退職互助部の支部活動全般について、活動を休止することといたしました。この結果、令和２年６月、７月に開催を予定しておりました次の支部については、**「令和２年度支部総会」の開催に向けた準備期間を確保することが困難なことから、開催を延期することといたしました。**また、今後の感染状況によっては、開催を中止する場合もあり得ることをご了承くださいますようお願いいたします。

〇東南村山支部、〇最上支部、〇東南置賜支部、〇西置賜支部、〇酒田飽海支部
以上の５支部

また、令和２年度、令和元年度及び平成30年度に御加入いただきました特別加入者を対象としました**「退職互助部制度説明会」についても、６月の開催に向け準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、開催を延期することといたしました。**

なお、支部総会並びに退職互助部説明会の開催につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

【療養補助金・年金相談会の開催中止】

例年６月に開催しています**「療養補助金・年金相談会」については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和２年度の開催を中止することといたしました。**

特別加入者の皆様には誠に申し訳ございませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、療養補助金並びに共済年金については、次の担当でご相談を承っておりますので、お気軽にお問合せください。

〇療養補助金に関するご相談　互 助 会　厚生担当　TEL:0120-37-1765
〇共済年金に関するご相談　共済組合　年金担当　TEL:023-625-0123

【感染拡大を防ぐために】

特別加入者の皆様におかれましては、不要不急の外出は自粛していただき、感染予防として、手洗い、うがいの励行や十分な睡眠など体調管理については、十分にご注意くださいますようお願いいたします。

また、県が作成しました「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための緊急のお願い」（５ページ）をご覧いただき、感染拡大の防止にご協力くださいますようお願いいたします。

CONTENTS

●療養補助金Q&A …… 1～2
●上半期の健康増進事業及び施設利用補助事業について …… 3
●生涯学習サポート事業・法律相談事業 …… 4
●特別加入者の皆様へ　山形県からの緊急のお願い …… 5

お問合せ
編集・発行

一般財団法人山形県教職員互助会　厚生担当
ホームページ http://www.yamakyogo.or.jp/
〒990−8570　山形市松波二丁目8番1号（山形県教育庁福利厚生課内）
TEL 023−631−5115　FAX 023−624−1700

療養補助金Q&A

Q1 療養補助金とはどのような事業ですか？

A1 特別加入者が医療機関で支払った自己負担額（保険適用分）の一部を補填する事業です。

Q2 療養補助金の対象となるのは特別加入者本人のみですか？

A2 特別加入者本人のみです。配偶者の方で、本人の退職時に配偶者掛金を納入し、本人と同時に特別加入者の資格を取得された方（特別加入者番号が「6」から始まる方）も対象となります。

Q3 療養補助金の給付対象期間はいつからいつまでですか？

A3 **60歳**に達した翌月から**75歳**に達する月まで受診した分が対象です。
１日が誕生日の方は60歳の誕生月から75歳の誕生月の前月まで受診した分が対象です。

Q4 5月10日が誕生日で75歳になりますが、療養補助金の対象となるのは5月10日まで受診した分ですか？

A4 5月31日まで受診した分が対象です。75歳に達する月の月末まで受診した分が対象となります。

Q5 療養補助金とはどのような事業ですか？

A5 下記のとおりです。

給付額	70歳未満	自己負担額 － 2,000円 － 1,000円未満の端数 ↑ １つの医療機関（入院・外来別）の１か月の保険適用窓口支払額の合計額
	70歳以上	自己負担額 － 2,000円 － 1,000円未満の端数 ↑ １か月のすべての保険適用窓口支払額の合計額 ※医療機関や入院と外来等を分ける必要はありません。

※特別加入者番号が０・１・２で始まる方の給付対象期間は資格取得月から70歳に達する月まで受診した分が対象です（給付対象者は特別加入者及び配偶者）。
※加入する健康保険から附加給付がある場合は差引いて給付します（国保・協会けんぽにはありません）。

Q6 療養補助金の対象となるのは自己負担額がいくらの場合ですか？

A6 上記で算出した自己負担額が3,000円以上の場合です。

Q7 給付限度額69,000円とありますが、年間でこの額を超えると請求できないのですか？

A7 給付限度額は上記で算出した自己負担額１件あたりに対する限度額です。
年間で給付限度額を超えると請求できないものではありません。

Q8 インフルエンザ等の予防接種費用、ドラッグストアで購入した風邪薬等は療養補助金の対象となりますか？

A8 対象となりません。ドラッグストアに併設している調剤薬局へ処方箋を持参し、調剤を受けたものは対象となります。

Q9 療養補助金請求書には給付額を算出して記入しなければなりませんか？

A9 自己負担額を記入してください。給付額を算出し、記入していただく必要はありません。

Q10 手元に「平成」の記載がある療養補助金請求書があるのですが、使用できますか?

A10 使用できます。療養補助金請求書は本会までご連絡いただければご自宅へ送付します。特別加入者番号・氏名・必要枚数をお知らせください。本会ホームページからダウンロードすることも可能です。コピーして使用していただいても構いません。

Q11 療養補助金請求書に添付する医療機関の領収書はコピーでも構いませんか？

A11 医療機関の領収書は原本を添付してください。領収書が必要な方は療養補助金請求書の余白に「領収書返還希望」と記入のうえ、ご提出ください。送金の際に、決定通知書と併せてお返しします。

Q12 療養補助金請求書を送付してから、登録している口座に送金されるまでどのくらいかかりますか?

A12 本会に療養補助金請求書が到着してから、ご指定の口座に送金になるまで約２か月かかります（月末締めの翌月末送金）。療養補助金請求書は受診した月の翌月以降に受け付けます。
※例　令和２年５月中に受付→令和２年６月末に送金

Q13 今まで療養補助金を請求したことがありません。いつまで遡って請求できますか?

A13 請求の時効は３年です。受診した月から３年以内に請求してください。
※例　令和２年５月受診分→令和５年５月末日まで請求可能

Q14 加入する健康保険から高額療養費の申請の案内が届きました。療養補助金の請求はどのようにしたらよいですか?

A14 高額療養費に該当した場合は、健康保険へ申請手続きを済ませてから、本会へ療養補助金を請求してください。その際、療養補助金請求書・医療機関の領収書（原本）・高額療養費支給決定通知書（原本）を提出していただきます。

Q15 療養補助金の給付を受けた医療費は医療費控除の対象となりますか?

A15 療養補助金として給付した金額は、下記の「保険金等で補填される金額」に該当します。そのため、支払った医療費から療養補助金給付額を差し引いた額が医療費控除の対象となります。医療費控除を受ける方は、令和２年12月までに受診した分について、令和３年１月末までにご請求ください。

医療費控除について（計算方法）

その年（1月～12月）に支払った医療費 － 保険金等で補填される金額 － 10万円又は所得金額の５％のどちらか少ない額 ＝ 医療費控除額（最高200万円）

↑ 療養補助金給付額

特別加入者番号とは?

特別加入時に送付している「特別加入者証」に記載の6桁の番号です。今回送付した封筒にも記載してあります。お問合せの際は、ご自身の特別加入者番号をご確認のうえ、ご連絡ください。

990-8570
山形市松波2-8-1
○○　○○○　様
（特別加入者番号123456）

療養補助金に関するお問合せ
フリーダイヤル（通話料無料）
0120-37-1765

上半期の健康増進事業及び施設利用補助事業について

上半期の健康増進事業及び施設利用補助事業については、新型コロナウイルス感染症の感染が県内でも急速に広がりをみせていることから、プロスポーツの開催延期、施設の休館等により、事業の実施が困難又は不透明な状況にあります。また、特別加入者様の安全の確保と感染の拡大を防止する観点も踏まえ、生涯学習サポート事業以外は、下記のとおり、中止、延期及び一時停止することとしました。

楽しみにしていただいていた特別加入者の皆様には大変申し訳ございませんが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

健康増進事業（上半期）

実　施　事　業

●生涯学習サポート事業（NHK学園通信講座の受講料補助）

中止する事業

●スポーツ観戦補助事業（東北楽天ゴールデンイーグルス）
●芸術鑑賞補助事業（山響ユアタウンコンサート2020新庄公演）
●芸術鑑賞補助事業（県内美術館等（※6施設）の正規年会費の補助）
※山形美術館・天童市美術館・酒田市美術館・土門拳記念館・致道博物館・米沢市上杉博物館

募集延期の事業

●ゴルフの集い　●トレッキング　●芸術鑑賞補助事業（松竹大歌舞伎9月山形公演）
●スポーツ観戦補助事業（モンテディオ山形）
※上記事業の実施の可否については、6月下旬に判断し、7月発行予定の「互助やまがた臨時号」及び本会ホームページでお知らせいたします。

一時停止の事業

○施設利用補助事業（契約施設25施設 1泊に付き2,000円を補助）

施設利用補助券の交付を、当分の間、一時停止します。

交付を再開する時期については、県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況及び県の同症に対する対応状況を踏まえ、判断いたします。

なお、交付の再開にあたっては、7月発行予定の「互助やまがた臨時号」及び本会ホームページでお知らせいたします。

生涯学習サポート事業

事業内容

特別加入者がＮＨＫ学園生涯学習通信講座を受講する際の受講料の一部を補助します（ご家族は本事業の補助の対象とはなりませんが、割引価格で受講できます）。

補助対象講座

同封リーフレット記載講座のみ
（特別加入者ひとりにつき１講座のみ補助を行います。）

募集期間

５月～12月（募集期間外のお申込みは補助の対象となりません。募集期間内であっても補助額が同事業予算額に達した場合は募集を打ち切ります。）

補助額

１講座につき割引価格の半額を補助**（補助額上限15,000円）**
リーフレットには補助後の受講料が「特別受講料」として記載されています。

申込方法

同封のリーフレットに印刷されている「受講申込・案内書請求書」に記入のうえ、郵送またはFAXにより直接NHK学園宛てにお申込みください。

法律相談事業

事業内容

互助会と顧問契約した弁護士に、特別加入者が日常生活を営む上で発生する諸問題、諸事件（離婚・財産相続・破産・民事再生事件・刑事事件・民事事件・賠償責任事件等）について相談するときの相談料（通常30分で5,000円）を無料とします。

契約弁護士

弁護士　伊藤三之（いとうみつゆき）先生

伊藤三之法律事務所
山形市宮町5－12－21　TEL：023-633-7860
受付時間　９：00～18：00（月～金）

相談方法

伊藤三之法律事務所に直接電話、または事前予約のうえ事務所に伺って相談をしてください。その際、本会会員である旨を申し出てください。本会へ事前に連絡をする必要はありません。

なお、本事業は、法律相談に係る費用を本会が負担するもので、相談後に伊藤弁護士に弁護を委任した場合に発生する着手金、報酬金、訴訟実費等については、相談者本人の負担となります。詳細は伊藤弁護士にご相談ください。もちろん、秘密は厳守されます。

特別加入者の皆様へ　山形県からの緊急のお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための緊急のお願い

1　丁寧な手洗いや咳エチケットを徹底してください。

2　屋内では、「３つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。
（屋外では、「２つの密（密集・密接）」を避けてください。）

3　生活するうえで必要なもの※を除き、不要不急の外出は自粛してください。接待を伴う飲食店等への外出は厳に控えてください。御自身と周囲の大切な方々のためにも、人との接触を最低７割、極力８割避けてください。
※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、散歩などの健康維持に必要な運動など

4　県域を越える往来は自粛してください。特に、ゴールデンウィーク期間中は厳に控えてください。

5　県外にいるお子さんや御親族などには、当面の間、来県を控えるよう、御家族からお伝えください。法要などの様々な行事について、県外からの参加は見合わせてください。なお、里帰り出産を希望される妊婦の方は、できるだけ早めに来県してください。

6　不確実な情報（デマ）に惑わされず、生活用品を買い占めたりしないよう、落ち着いて冷静に行動してください。

新型コロナウイルス相談・受診・検査の流れ

不安に思う場合

症状の有無にかかわらず…
■新型コロナのわからないこと
■不安なこと　など

☎電話相談

厚生労働省の電話相談窓口
0120-565653
（フリーダイヤル）
【受付時間　9:00～21:00、土日祝日含む】

山形県の新型コロナ相談窓口
【受付時間　平日8:30～17:15】

村山保健所	023-627-1100
山形市保健所	023-616-7274
最上保健所	0233-29-1268
置賜保健所	0238-22-3002
庄内保健所	0235-66-4920
県薬務・感染症対策室	023-630-2315

感染が心配される場合

■風邪症状・発熱が続いている
■強いだるさ、息苦しさ
■発症者と濃厚接触
■海外から帰国直後　など

☎電話相談

山形県の新型コロナ受診相談センター
（帰国者・接触者相談センター）
県内統一番号（コールセンター対応・フリーダイヤル）
【毎日24時間対応・土日祝日含む】
0120-880006

必要な場合は
受診をご案内します

新型コロナ感染症外来

山形県

聴覚や言語機能に障がいがある方については、以下の方法により受付をしております。
ファクシミリ　023-625-4294

令和２年４月24日現在